

事務連絡
令和8年7月6日

在校生及び保護者の皆さまへ

神奈川県立神奈川工業高等学校

高校生等奨学給付金の案内等について（お知らせ）

令和8年度において、高等学校等就学支援金制度の見直しが行われておりますが、高校生等奨学給付金制度についても同様に見直しが行われております。

この高校生等奨学給付金（以降、「奨学給付金」と表記します）とは、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とし、保護者等の負担する授業料以外の教育に必要な経費を給付するための制度です。

文科省にて奨学給付金の申請について方針がようやく決定し、県教育委員会あてに例年より2か月遅れて発出されたところです。

つきましては、学校から各家庭への奨学給付金の申請の案内ができる時期は現時点では8月下旬頃の見込みです。

また、奨学給付金の申請ができるようになりましたら事務室窓口外にて配付しますので、それまでの間は引き続きお待ちいただきますようお願い申し上げます。

問合せ

事務室 佐々木、坂上

電 話 045-491-9449

受付時間 平日 9:00~16:45

1 奨学給付金の制度改革

区分	内容																	
改正の概要	・ 支援対象を中所得世帯まで拡充 ・ 国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し ・ 国の補助割合を1 / 3から1 / 2に変更																	
対象者	・ 県内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者																	
国公立の 支給額	<table><tr><th>世帯区分</th><th>全日制・定時制</th><th>通信制</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>32,300円</td><td>同左</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯（年収約270万円未満）</td><td>143,700円</td><td>50,500円</td></tr><tr><td>年収約270万円～約380万円（非課税世帯の1 / 3を支給）</td><td>47,900円</td><td>16,830円</td></tr><tr><td>年収約380万円～約490万円（非課税世帯の1 / 4を支給）</td><td>35,930円</td><td>12,630円</td></tr></table>			世帯区分	全日制・定時制	通信制	生活保護世帯	32,300円	同左	住民税非課税世帯（年収約270万円未満）	143,700円	50,500円	年収約270万円～約380万円（非課税世帯の1 / 3を支給）	47,900円	16,830円	年収約380万円～約490万円（非課税世帯の1 / 4を支給）	35,930円	12,630円
世帯区分	全日制・定時制	通信制																
生活保護世帯	32,300円	同左																
住民税非課税世帯（年収約270万円未満）	143,700円	50,500円																
年収約270万円～約380万円（非課税世帯の1 / 3を支給）	47,900円	16,830円																
年収約380万円～約490万円（非課税世帯の1 / 4を支給）	35,930円	12,630円																
※ 新制度対象外となる外国籍生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ対象																		